

改良型救命いかだ等 概要

改良型救命いかだ等の概要と補助対象となる設備、補助対象になる範囲、補助金額は下記の通りとなります。

設備の概要

写真出典：アール・エフ・ディージャパン株式会社
藤倉コンポジット株式会社



改良型救命いかだ



改良型内部収容型
救命浮器



スライダー(又はシューター)

改良型救命いかだ等の義務化の要件等については補助金事務局では回答できませんので、最寄りの検査機関が国交省HPをご確認ください。

補助対象となる設備

- 国交省が型式承認している製品が補助の対象になります。
- 設置する製品は[改良型救命いかだ等 製品リスト.pdf](#)を参考にしてください。
- 製品リストにない製品を購入する場合、事前にコールセンターまでお問い合わせください。※国交省が型式承認していない製品には補助金を支給できません。

補助対象になる範囲

本体設備が補助の対象になります。設置費用やその他経費は補助対象になりません。

区分	補助対象の内容
本体	改良型救命いかだ、改良型内部収容型救命浮器、スライダー(又はシューター)が補助の対象になります。 定員数を満たすため複数の改良型救命いかだ等やスライダーをまとめて申請できます。 例)最大とう載人員23人の船舶の場合⇒8人乗り救命いかだ+15人乗り救命いかだ

補助対象にならない経費

設置費用、復原性計算等の経費

補助金額

- 補助対象経費の2/3又は上限額の低い金額を支給します。
- 上限額は対象船舶の最大とう載人員により決まります。上限額は下記の通りとなります。

【最大とう載人員と上限額】

最大とう載人員	上限額	最大とう載人員	上限額
～16人	73.3万円	67～75人	242.6万円
17～25人	100万円	76～100人	285.3万円
26～50人	142.6万円	101～116人	358.6万円
51～66人	216万円	117～125人	385.3万円

※最大とう載人員126人以上の上限額は給付規程をご参照ください。

申請手順 1 ログイン～申請ID作成

2

改良型救命いかだ等の申請は下記の手順で進めてください。

所有する船舶が
補助対象であるか確認してください

→ 補助金の対象船舶になるかを、**P 4**の診断チャートで確認してください。

所有する船舶が補助対象であることが判明した場合

申請に必要な書類を準備してください

→ 本人確認書類、船舶確認書類のPDFデータ等をご準備ください。
※給付申請に必要な書類は**P 5～P 8**を確認してください。
※PDFデータはコンビニエンスストアのコピー機などでも作成することができます。

補助金ホームページ(申請システム)で申請IDを作成してください。

申請ID作成方法はシステム操作マニュアルを参照してください。
(後日掲載)

ログイン～メールアドレス登録

→ ログイン画面からメールアドレス等を登録してください。

案内メールのURLをクリック

→ 案内メールを受け取って、URLをクリックして申請ID作成画面に入ってください。

安全設備を選択

→ 安全設備から「改良型救命いかだ等」を選択してください。
一つの申請IDでは一種類の安全設備しか申請することはできません。

システム利用者登録

→ システム利用者の氏名、連絡先及び船舶所有者との関係を登録してください。

申請ID(8桁)が作成されます。 例) R7P00082

申請手順 2 給付申請（本人確認書、船舶確認書）

3

PDF等の提出書類を申請システムから提出してください。

補助金ホームページ(申請システム)
から必要書類を提出してください

本人確認書類
を提出してください

船舶検査証書の所有者が法人の場合：**履歴事項全部証明書**
5 ページ参照

いずれか

船舶検査証書の所有者が個人の場合：**自動車運転免許証、小型船舶操縦免許証等**
5 ページ参照

対象船舶の**船舶確認書類**
を提出してください

海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶
:船舶検査証書+許可書又は届出書+使用船舶明細書
6 ページ参照 7 ページ参照
※旅客定員13人以上で海上運送法の適用を受ける船舶はこちらになります。

いずれか

旅客定員13人以上の船舶
(遊漁船業の用のみに供する船舶を除く。)
船舶検査証書
6 ページ参照

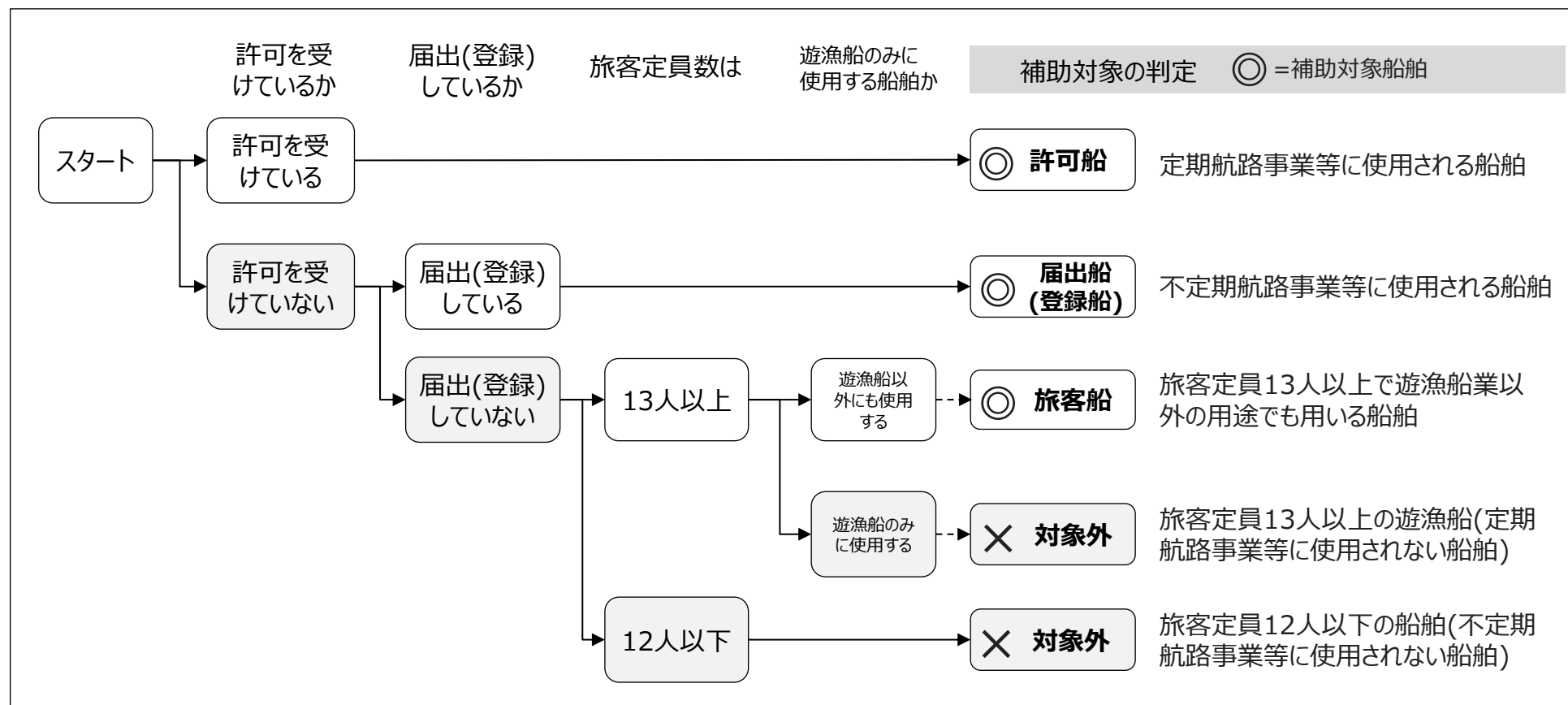
現在作成中ですので今しばらくお待ちください

給付申請完了

給付審査結果をメールでご案内します

補助対象船舶診断チャート

下のチャートに従い、許可を受けているか、届出(登録)の有無、旅客定員数(13人以上・12人以下)、遊漁船業のみに使用しているか否かを確認することで補助対象船舶の判定ができます。



補助対象になる船舶

- ① 旅客定員13人以上の船舶（遊漁船業の適正化に関する法律第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供する船舶を除く。）
- ② 旅客定員12人以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶

- 申請受付日から3ヶ月以内に発行されたもの。
- 複数ページがある場合は全ページを提出してください。

- 上記以外の本人確認書類(マイナンバーカード表面等)も対象になります。
- 申請受付日時点で有効期間内であること。
- 現住所が裏面に記載されている場合は、両面の写しを提出してください。

船舶確認書類

船舶検査証書

船舶検査証書		
第1-10号		
船 種 及 び 船 名	船舶番号、船舶検査済票の 番号又は漁船登録番号	船 籍 港 又 は 定 係 港
汽 船 安 全 丸	第200-00000号	東 京 都 千 代 田 区
総トン数又は船舶の長さ	用 途	船 舶 所 有 者
5トン未満 (7.47メートル)	プレジャーモーターボート	船 舶 太 郎
航行区域又は 操業制限	沿海区域 ただし、千葉県勝浦灯台から135度に引いた線と、神奈川県鰐崎を 経て、静岡県焼津港北防波堤灯台から170度に引いた線の間における本 州、東京都大島の各海岸から20海里以内の水域及び東京都新島北端か ら半径20海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水 域に限る。	
最大 乗 客 数	旅 客	7 人
	船 員	1 人
	そ の 他 の 乗 船 者	0 人
	計	8 人
制 限 気 圧		
その他の航行上の条件 日没から日出までの間の航行を禁止する。		
有 効 期 間	平成 29 年 1 月 10 日 まで	
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 平成23年1月11日（東京）		
日本小型船舶検査機構		日本小型 船舶検査 機構之印

補助金を申請する船舶の船舶検査証書を提出していただきます。

- 船舶検査証書は、申請受付日時点で有効期間内である検査証書を提出してください。
- 裏面に記載がある場合は表面と裏面の両ページを提出してください。

船舶確認書類

海上運送法の適用を受ける船舶の場合

許可書

北海（下）第〇〇〇号

許 可 書

株式会社〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 様

平成〇〇年〇月〇日付をもって申請のあった〇〇〇〇〇〇に係る旅客不定期航路事業は、下記の条件を付して許可します。

記

1. 旅客の運送に際し、支払ふことのある乗賃賠償のため、旅客を確保し、旅客定員1名に対し、乗賃金額の〇〇〇万円以上である保険契約を運送開始の日までに締結し、かつ、その効力を維持すること。
ただし、上記保険契約に代えて、貴社の船舶保険となることにより、上記保険と同じ効果を有する保険契約を締結することも差し支えない。

2. 運送開始前において、次の事項につき当局の承認を受けること。
(1) 安全確認検査を受けること。
(2) 運航の管理に関する規定を定め、これを遵守すること。
(3) 上記1の条件に基づき、所要の保険契約を締結すること。

平成〇〇年〇月〇日
北海運輸局長 〇〇 〇〇

国土交通省

いずれか

届出書(登録通知書)

令和 年 月 日

中国運輸局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名
TEL
FAX
メールアドレス

人の運送をする内航不定期航路事業開始届出書

下記のとおり人の運送をする内航不定期航路事業を開始しますので、海上運送法第20条第2項及び同法施行規則第22条の規定により届出します。

1. 住所及び氏名
住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

2. 使用船舶の明細（第一号様式による）その他開始しようとする事業の概要
(1) 使用船舶 兼（別添使用船舶明細書のとおり）
(2) 事業の概要
※旅客船（旅客定員13人以上）を使用する場合
・航路の起点、寄港地、終点
・運航日程（運航日程が未定の場合は運航の概要）
・乗客の運送と貨物積載の運送の可否
※非旅客船を使用する場合
・航路が一定のものにあっては航路の起点、寄港地、終点
もつぱら一定の海域（水域）において運送するものにあつては、その海域（水域）の名称
・運航が特定の時期に限られるものにあつてはその運航の時期
・通航、通学等が主たる運送の目的とする船舶の概要

3. 事業開始の年月日
令和 年 月 日（予定）

4. 特定の者の運送に際し、特定の範囲の人の運送をする場合、運送事業者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

使用船舶明細書

使用船舶明細書

船名			
船舶の種類			
船質			
進水年月			
船舶所有者			
総トン数			
貨物積載容積			
自動車運送に係る自動車積載面積			
旅客定員			
主機の種類			
連続最大出力			
航海速度			

※（ ）欄は予備船

- 日付と地方運輸局長の押印のある許可書を提出してください。
- 船舶運航事業者と船舶所有者が同一であることを確認してください。運行事業者と船舶所有者が異なる場合、備船契約書(P8)が必要になります。

- 申請者、事業開始年月日、概要等が記載されている1枚目を提出してください。（1枚目に記載がなければ記載がある2枚目以降もご提出ください。）
- 船舶運航事業者と船舶所有者が同一であることを確認してください。運行事業者と船舶所有者が異なる場合、備船契約書(P8)が必要になります。

- 許可申請又は届出(登録)の際に提出した使用船舶明細書を提出していただきます。
- 提出の際に、使用船舶明細書には申請する船舶が記載されていることを確認してください

船舶確認書類

船舶運航事業者と船舶所有者が相違する場合

傭船契約書

船舶傭船契約書（例）

傭船者〇〇（以下、甲という）と△△（以下、乙という。）との間に下記のとおり船舶傭船契約を締結する。

（目的）
第1条 甲は、乙から次条の船舶を借受け、「〇〇航路」における人の運送をする内航不航路事業に使用することを目的とする。

（賃貸物件）
第2条 乙は、その所有する次の船舶（以下、船舶という。）を甲に貸し渡し、甲は、これを借り受ける。

船 名：
船舶番号：
総トン数：

2 甲は、前条の船舶を目的以外に使用してはならない。
（法令遵守義務）
第3条 甲は、船舶の使用につき、法令の定めるところに従い安全運航に努めなければならない。
（傭船期間等）
第4条 傭船期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの期間とする。
満行日は、甲と乙が、別途協議のうえ合意した日とする。
（保険）
第5条 旅客障害賠償責任保険は、甲又は乙が、甲又は乙の保険料負担により加入する。
（雑費等の決定）
第6条 この規約に定めのない事項及びこの規約に關し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

傭船者 （甲） 住所
氏名
船舶所有者（乙） 住所
氏名

海上運送法の申請事業者と船舶所有者が異なる場合は、傭船契約書を提出していただきます。

- 船舶検査証書の船舶所有者欄に記載された船舶借入人が船舶運航事業申請者と同じ場合は除きます。
- 貸主が船舶所有者で、借主が船舶運航事業者であること、申請受付日が契約期間内であることが確認できる傭船契約書をご提出ください。

届出書(登録通知書)の控えが手元にない場合

証明願

令和 年 月 日

____ 席

住 所：
名 称：
代表者名：

証明願

当社（又は私）が使用する船舶が、下記のとおり海上運送法に基づき商業航路事業の使用船舶として、届出を受理されていることを証明願います。

記

事業者の氏名又は名称：_____
事業者の住所：_____
事業者の代表者氏名：_____
商業航路事業の種類：_____
使用船舶の船舶番号若しくは特定済番号：_____
使用船舶の船名：_____

証明を必要とする理由：令和4年度補正予算「小型旅客船等安全対策事業費補助事業」の対象船舶として海上運送法の適用を受けているかの確認のため

令和 年 月 日

上記の通り届出がないことを証明する。

証明者： _____ 印

届出書(登録通知書)の控えが手元にない場合は、補助金ホームページから「証明願」のフォーマットをダウンロードして、必要事項を記載のうえ、届出した地方運輸局等にご相談ください。
証明願フォーマット（後日掲載）

申請に関してご不明点などあれば下記までお問い合わせください

名 称 : 小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金事務局

電話番号 : 050-5838-0466

e-mail : info@marine-shien.jp

受付時間 : 10:00～17:00（土日祝日と年末年始を除く）